

ドメスティック・バイオレンス行為（DV行為）の関係法規に 関するレポート（ノース・カロライナ州）

概要

ノース・カロライナ州では、ドメスティック・バイオレンス（DV行為）に関する法律は州法規（NCGS）50B（以下、DV法）以下に Domestic Violence と規定されています。同法規では、特定の犯罪行為（または不法行為）が夫婦、親子、同居カップル間で発生した場合をDV行為として定義しているほか、保護命令（Protective Order）をはじめとする民事上の救済が規定されています。

DV行為で被害を受けた場合、被害者は民事上の手続きで保護命令により、加害者のDV行為をやめさせることが出来ます。保護命令は、暫定的保護命令と恒久的保護命令の二つに分類されます。暫定的保護命令では加害者不在のまま決定がなされ、恒久的保護命令の可否が決定されるまでのDV防止策がとられます。恒久的保護命令では、裁判所は加害者からも証拠をとり、最終的な保護命令の可否が決定されます。恒久的保護命令が認められた場合には、1年間有効ですが、2年間まで延長可能です。

*民事裁判と刑事裁判の違いについて

法律制度は、大きく民事法と刑事法の2つに分けられます。DVのケースでは、民事法と刑事法という2つの性質の違う法律で、同じDV行為に対しての法的措置を同時に求めることも可能です。DVの危険から最大限に身の安全を守るため、状況によっては、両方の法律を利用することが最善策というケースもあるでしょう。民事法と刑事法の一番大きな違いは、各法的措置の申立人（被害者または検察）の違いにあります。

➤ 民事法のシステム –DV行為からの保護–

民事法のシステムでは申立人（Petitioner/Plaintiff）は、被害者（Victim）、又は、先に申し立てを行った申請者です。よって、民事法上の保護命令取得のためには、被害者が直接裁判所へ出向き、法的保護を求める保護命令陳述書の申し立てを行う必要があります。保護命令発令後、加害者が命令内容に違反した場合には、加害者が逮捕されることもありますが、基本的に、民事法制度では、申立人は、DVの行為に及んだ加害者の逮捕、又は、懲役などの刑罰を与えることを裁判所に求めるわけではありません。ノース・カロライナでは District Court と呼ばれる裁判所で保護命令の手続きがなされます。*

*NCGS § 50B-2

➤ 刑事法のシステム –DV加害者を処罰する–

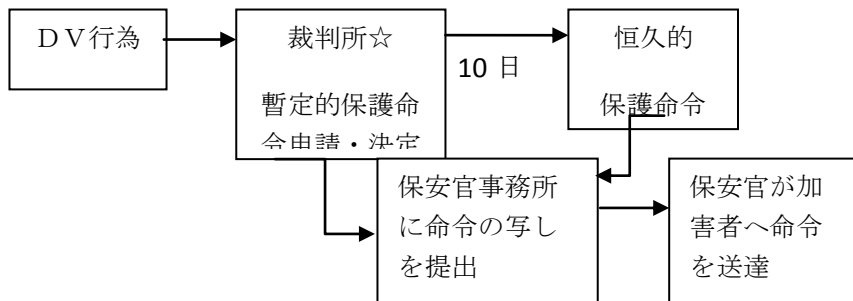
一方、刑事法のシステムでは、検察局 (District Attorney's Office) が申立人となります。刑事裁判所では、ハラスメント、暴行、殺人、強盗等の刑法に違反する犯罪行為が扱われます。また、民事上の命令であるDVの保護命令に違反した場合、刑事法によって罰せられます。刑事告訴の中では、加害者の処罰も求められます。刑事法制度では、検察官 (Prosecutor、又は、地方検事 District Attorneyとも呼ばれる) がケースの進行に関する主導権・決定権を持ち、刑事裁判を続行するかどうかの判断権も持ちます。刑事裁判では、州・地方自治体が、加害者に対する刑事裁判の申し立てを行います。もし、被害者が、加害者の告発 (press charges) を希望しない場合、検察官は、刑事告訴を取り下げる判断をする可能性もありますが、かならずしもそうではありません。検察官は、被害者がそう希望しない場合でも、加害者に対する刑事告訴を取り下げず、裁判を続行することもあります。また、その際、被害者に対して召喚状 (Summons = 特定の人に対し、裁判所へ出頭し、証言することを命じる裁判所の命令書) を発し、証言人として出廷させる可能性もあります。裁判所は、犯罪によって Superior Court または District Court が管轄します。

保護命令とは？

保護命令とは、DV行為や犯罪行為の被害者が、加害者から、身体的、又は、精神的な危害を受け続ける恐れのあるとき、裁判所が発行する法的保護措置のことを指します。ノースカロライナでは、保護命令は、Protective Order (あるいはDVPO、50B Orders) と呼ばれています。*

*NCGS § 50B-1

保護命令の手続きの流れは次の図のとおりです。*



☆ 州内各所に所在する District Court と呼ばれる裁判所に申請

*NCGSA §

➤ **DV法上のDV行為の定義：**

保護命令を申請する際、加害者（abuser）が、申請者と下記の関係にある場合、District Courtにて、保護命令 Protective Orderを求めることになります。DV行為であるかどうかは、①加害者と被害者との関係が該当するか、②行為自体が該当するかをチェックします。*（加害者、被害者の関係が該当しなくとも、民事上、刑事上の救済はありますが、DV法の対象外となります。）

チェック項目1：加害者と被害者との関係が該当するか？

被害者と加害者の関係が次に該当するかチェックします。

- ・ 現在の配偶者、または以前婚姻関係にあった配偶者
- ・ 異性の同居人（過去の同居人も含む。）
- ・ 親類（親、子、祖父母、孫で16歳以上の者）
- ・ 同一の子供の親（婚姻関係は関係ない）
- ・ 現在一緒に暮らしている、または過去に一緒に暮らしていた者（例：同棲相手）
- ・ デートする関係にある者、またはあった者

該当する場合には次のチェック項目に進んでください。該当しない場合には、DV法は適用されません。

（これらの関係に当てはまらない場合でも、ノース・カロライナでは知り合い、職場の同僚、隣人、または全く面識のない他人に対し保護命令を出すことができます。（Civil No-Contact Order “CNC Order”））

チェック項目2：行為が該当するか？

ノース・カロライナでは、次の行為がDV行為として規定されています。

- ・ 傷害行為またはその未遂
- ・ 重症を負わせる差し迫った危険性がある行為、過度な精神的負担を及ぼすハラスメント行為
- ・ レイプまたは性犯罪行為

**NCGS §50B-1*

*上記のDV行為の定義の詳細については、下記のウェブサイトをご覧ください。

http://womenslaw.org/laws_state_type.php?id=563&state_code=NC&open_id=all#content-10053

私はDV被害者？

以上がDV行為の定義ですが、DV行為に当てはまるかどうかについては以下のチェック・リストで確かめ、該当する場合に周りの方やシェルター・サービスに相談してください。（www.womenslaw.org “Am I Being Abused?” より）

あなたのパートナーの行為が以下の行為をしますか？

- あなたの友人、家族の前で恥をかかせる行為
- あなたの成し遂げた成果、目標を低く評価する行為
- あなたは何も決断できないと感じさせる行為
- あなたを脅すことにより服従させる行為
- あなたにパートナーがいなければ何もできないと言う
- あなたを乱暴に接する行為（つかむ、押す、つねる、たたくなど）
- 一日も何回も電話やテキストメッセージ、Eメールを使いまたは、実際に赴いて、あなたがパートナーに伝えたとおりの場所にいるかどうか確認する行為
- あなたに対する虐待行為をアルコールやドラッグのせいにする行為
- 虐待行為の原因をあなたとする行為
- あなたの意に反して性的な行為を強要する行為
- あなたに対し、関係から逃げ出すことができないと思わせる行為
- あなたに対し、家族や友人と会うなど、あなたがやりたいことをさせない行為
- ケンカの後、あなたが立ち去ろうとしたり外出したりすることを妨害したり、またはパートナー自身があなたをどこかに置き去りにしようとする行為

あなた自身が以下の項目に該当しますか？

- 時おりパートナーの行為に恐怖を感じる。
- パートナーの行為に対して周囲の人々に言い訳をすることが多い。
- あなた自身を変えることによってパートナーを変えることができている。
- ケンカやパートナーがおこりそうなことをしないようにしている。
- いつも自分がしたいことではなく、パートナーがあなたにして欲しいことをしている。
- 別れるとパートナーが何をするかわからないと恐れており、それが理由で一緒にいる。

http://womenslaw.org/simple.php?sitemap_id=38

保護命令の種類と有効期間について

ノース・カロライナ州で発行される保護命令は2種類で Ex Parte Temporary Protective Orders (暫定的保護命令) と Domestic Violence Protective Orders (DVPO または 50B Order : 恒久的保護命令) があります。暫定的保護命令は恒久的保護命令のための裁判まで、短期間しか効力はありませんが、そのかわり加害者に知らせずにスピーディに保護命令の決定がなされます。この暫定的保護命令が有効な間に、次に被害者・加害者の両者からの証拠に基づき裁判所が恒久的保護命令の可否を決定します。裁判所認可のシェルターでは申請手続きのサポートを無料で提供することになっており、また裁判所の書記官は書式をDV被害者に提供することになっております。*

*NCGS § 50B--2

➤ 暫定的保護命令 Ex Parte Temporary Protective Orders *

DV行為を受ける危険性がある場合、裁判所で暫定的保護命令の申請をすることができます。裁判所が時間内で開いている場合には、Court Clerk に、裁判所がしまっている場合には、Magistrate に申請をします。申請書は、Court Clerk または Magistrate から入手できます。

加害者に対し命令できる事項：

DV行為の禁止、被害者の家族または同居人への脅迫禁止、ペットへの虐待行為禁止、被害者に住居を占有させること、住居からの立ち退き、被害者または加害者に各人の衣服、洗面具、仕事用具を取りにいかなせること、被害者に飼っているペットの所持認めること、被害者の住居・シェルターへの立ち寄り禁止、被害者の仕事場・子供の学校などへの立ち寄り禁止、被害者に車を使わせること、子供の暫定的親権を被害者に認めること、銃火器の所持・調達の禁止**

なお、申請はDV被害者が住むカウンティまたは加害者の住むの District Courtにできます。

暫定的保護命令は、通常、次の出廷日（恒久的保護命令の裁定がなされる裁判）まで有効です。この出廷日には、加害者も裁判官の前へ出廷し、裁判官の前で証言、証拠を提出する機会が与えられます。出廷日は、暫定的保護命令が発行されてから10日以内の日時に設定されるのが一般的です。裁判官が暫定的保護命令を了承した場合、Clerk に提出します。Clerk から保安官事務所にコピーが送られDV加害者に送達されます。****

暫定的保護命令は"ex parte" (エクス・パルテ) : "ex parte" とは、裁判官が申立人である被害者の証言だけを基に、保護命令の発行を判断することを指します。通常、裁判は、相対する当事者間の間で行われるものであり、裁判官の判断も、当事者双方の話を聞いてから判決が下されますが、暫定的保護命令の場合、被害者の証言のみを聴取し、裁判官が保護命令発行の有無を決めます。

*NCGS §50B-2,

** NCGS §50B-3, Form AOC-CV-304

*** NCGS §1-82

**** NCGS §50B-2

➤ **恒久的保護命令 Domestic Violence Protection Orders ***

暫定的保護命令後、10日以内に裁判所で最終的保護命令のための証拠調べが、DV被害者と加害者の双方からの証拠を基に行われます。最終保護命令は、1年間有効で、延長によりさらに最長2年間有効となります。

- ① **Domestic Violence Protective Order** (恒久的保護命令) の書式に希望する命令を指定します。

暫定的保護命令と違う点：

命令の内容はほぼ暫定的保護命令と同じですが、次の命令を含むことができます。

暫定的養育費の支払い命令 (最終的な養育費の支払いの決定は別途裁判が必要)、銃火器・銃許可証の没収、DV加害者の更正プログラムへの参加命令、DV被害者への暫定的配偶者扶養料支払い命令 (最終的な配偶者扶養料の決定は別途裁判が必要)

**NCGS § 50B-3, Form AOC-CV-303*

➤ **暫定的・恒久的保護命令の書式：**

North Carolina Court System のサイト (<http://www.nccourts.org>) Files & Forms で提供されています。または、裁判所で Court Clerk または Magistrate に書式を要求して下さい。以下の書類は、”INSTRUCTION FOR DOMESTIC VIOLENCE FORMS” (Form Number AOC-CV-303 I) にて指定されている書類です。これらの書類をすべてそろえて、Court Clerk (時間外の場合は Magistrate) に提出し、指示を受けて下さい。

- ① **Complaint And Motion For Domestic Violence Protective Order (AOC-CV-303)**
恒久的保護命令の申請。サインは公証 (ノータライズ) が必要。Court Clerk が公証できるので、Clerk の面前で署名する。3部用意のこと。
- ② **Notice Of Hearing On Domestic Violence Protective Order (AOC-CV-305)**
恒久的保護命令の裁判の通知。3部用意。
- ③ **Ex Parte Domestic Violence Protective Order (AOC-CV-304)**
暫定的保護命令の申請。1部用意のこと。
- ④ **Civil Summons Domestic Violence (AOC-CV-317)**
裁判への召喚状。3部用意のこと。
- ⑤ **Identifying Information About Defendant/Domestic Violence Actions (AOC-CV-312)**
DV加害者の情報に関する書類。1部用意のこと。他の書類と一緒に提出するか、裁判で裁判官か Magistrate に提出する。
- ⑥ **Affidavit As TO The Status Of The Minor Child (AOC-CV-609)**
未成年の子に関する宣誓供述書。暫定的な養育権を取得するため。1部用意。

➤ **命令違反の場合 Enforcement of Orders**

暫定的保護命令、恒久的保護命令に明記されている内容に加害者が従わなかった場合、被害者が警察に通報すれば、加害者の逮捕に至る可能性があります。また、加害者がすぐに逮捕されない場合には、Magistrate に逮捕状(Warrant for violation of the DVPO)の発効を請求することも可能です。* このほかに、民事上の手続きでも加害者を法廷侮辱罪 (Contempt for violation of the order) で罰することができます。法廷侮辱罪では罰金だけではなく、刑務所へ収監される場合もあります。***

* *NCGS §50B-4.1*

***NGCS §15A-304*

*** *NCGS §50B-4(a)*

<おことわり>

ここに記載されている各法的措置の資料内容は、下記のウェブサイトに記載されている法律情報のもとにそれぞれの項目の概要をまとめ、日本語に翻訳されたものであり、法律のアドバイスではありません。また、将来、法の改正により、法的オプションやシステムが変化する可能性も予想されますので、それぞれのケースは専門の弁護士にご相談下さい。

参考ウェブサイト：<http://www.womenslaw.org>